

天理市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）

天理市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

- 別表中「乾タクシー株式会社代表取締役専務」を
「奈良県タクシー協会天理部会代表」に、
「奈良国道事務所橿原維持出張所長」を
「奈良国道事務所副所長」に、
「奈良県企画部観光交流局長」を
「奈良県土木部次長」に改める。

附 則

この規約は、平成20年4月28日から施行する。